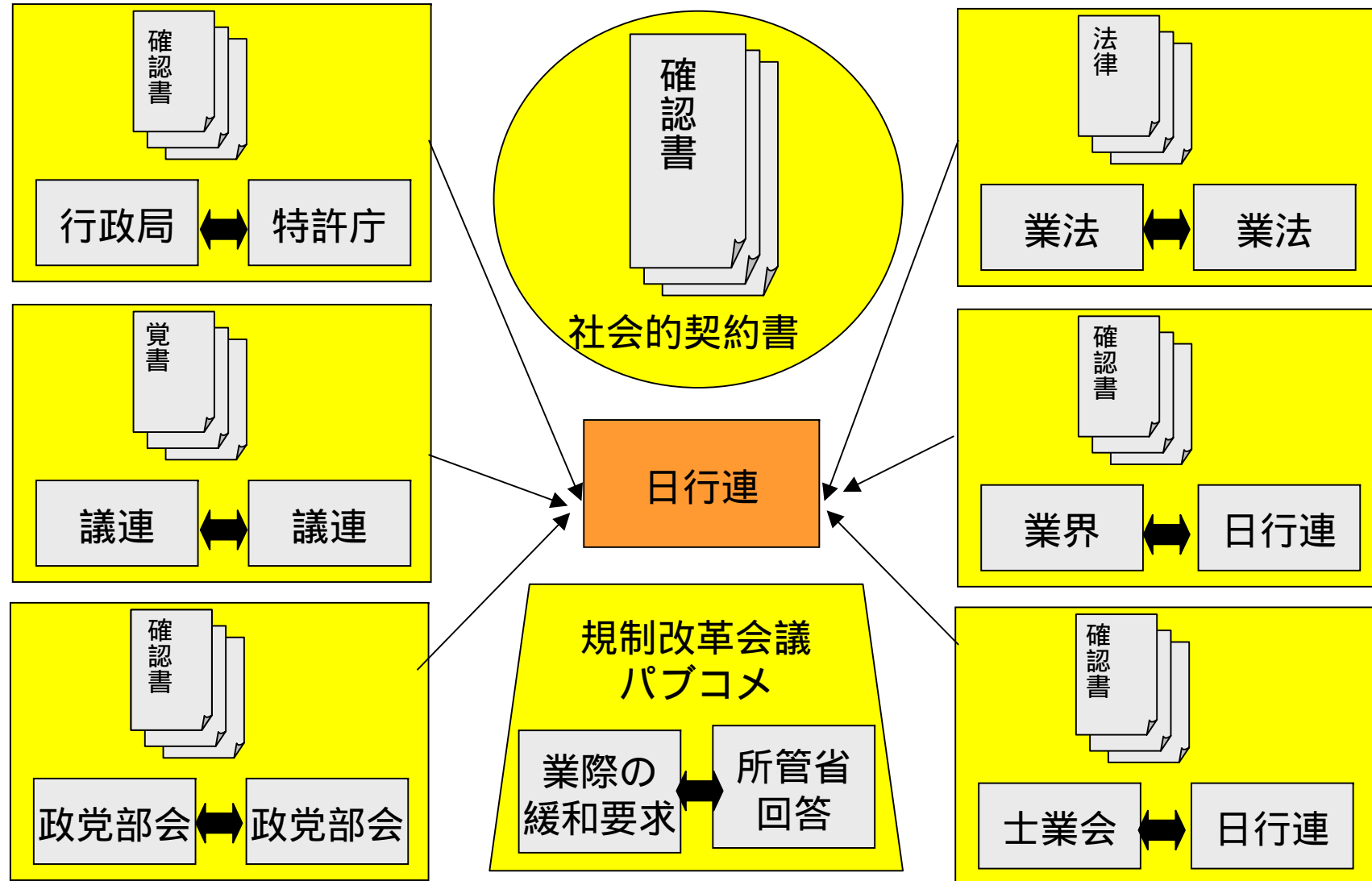


確認書・覚書等の社会的拘束性



業際業務を法令に書き込み共管業務とする

- **税理士法**（行政書士等が行う税務書類の作成）

第51条の2 行政書士又は行政書士法人は、それぞれ行政書士又は行政書士法人の名称を用いて、他人の求めに応じ、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税その他政令で定める租税に関し税務書類の作成を業として行うことができる。

- **海事代理士法**（海事代理士法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 行政書士は、当分の間、前条の規定による改正後の海事代理士法（以下「新海事代理士法」という。）第十七条第一項本文の規定にかかわらず、他人の委託により、業として新海事代理士法第一条に規定する行為（新船員職業安定法若しくは新内航海運業法又はこれらに基づく命令の規定に基づく手続に係る行為に限る。）を行うことができる。

- **行政書士法**（業務の制限）

第19条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

【則】第20条 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

業際業務を法令に書き込み共管業務とする

行政書士法（社労士業務）

1 この法律は、昭和五十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、この法律による改正後の行政書士法第一条の二第二項の規定にかかわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号及び第二号掲げる事務を業とすることができる。

弁理士法

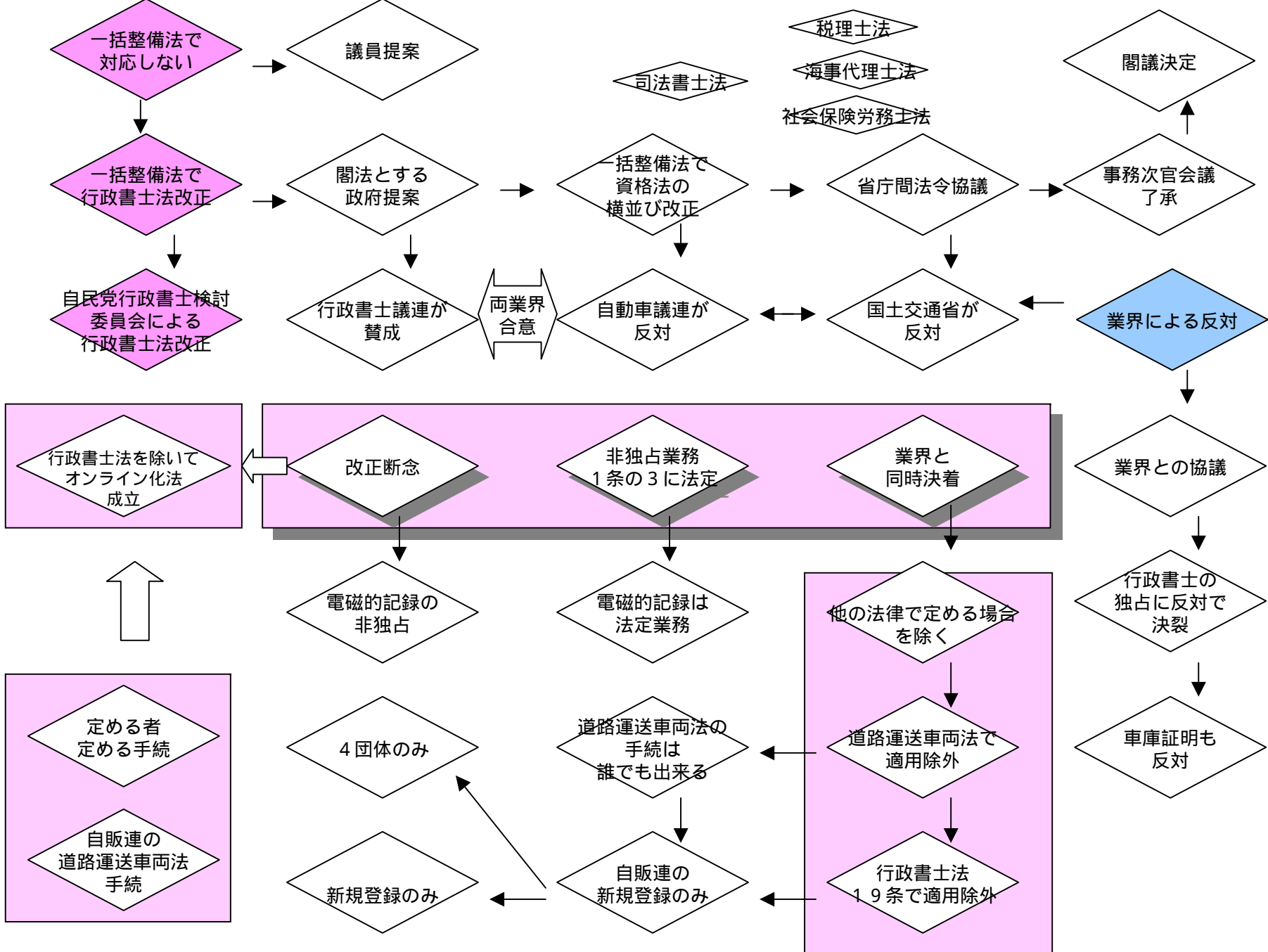
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二章の規定 平成十四年一月一日

二 第四条第三項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

オンライン化法における行政書士法改正の検討



資料 1

昭和52年10月7日 第179号受・第					
会長	副会長	担当部長	事務局長	事務次長	担当 受付
(印)	(印)		(印)		(印) (印)

昭和五十一年十月六日

総務部

合意確認書

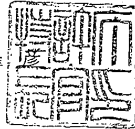
自取連 瀧川勝二
 日行連 佐藤義哉

弁理士法改正の覚え書き

弁理士法案に関する確認事項

12特総第278号
自治行第7号
平成12年3月16日

特許庁長官 近藤 隆



自治省行政局長 中川 浩



特許庁と自治省は、弁理士法案に関し、下記のとおり確認する。

記

1. 弁理士法案附則第一条第二号に規定する「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」とは、今後、2年以内に行政書士法改正案が成立することを前提に同案の成立する前に弁理士法案第四条第三項の規定を施行することはないという趣旨であり、特許庁、自治省は、2年以内に確実に当該規定の施行を図るべく、最大限の努力をすること。
2. 今回の改正において、官公庁に対する著作権に関する登録の代行、半導体回路配置に関する登録の代行の業務は、弁理士の業務に一切含まれるものではなく、また、今後とも、これらの業務を弁理士の専権業務として追加する予定はないこと。
3. 特許庁は、今後の知的財産政策の企画立案において、日本行政書士会連合会の意見を十分聞く機会を設ける用意があること。
4. 今後、自治省が行政書士の将来の在り方について検討を行う場合、特許庁は、求めに応じて必要な協力を行う用意があること。
5. 工業所有権、半導体チップ、著作権、ノウハウを含む契約代理を行政書士が業務として行える旨の行政書士法改正が行われる場合、特許庁としては異議を唱えないこと。

弁理士法案に関する確認事項

平成12年3月9日

1. 弁理士法案附則第一条第二号に規定する「公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日」とは、今後、2年以内に行政書士法改正案が成立することを前提に同案の成立する前に弁理士法案第四条第三項の規定を施行することはないということについて、特許庁、自治省は、2年以内に確実に当該規定の施行を図るべく、最大限の努力をすること。
2. 今回の改正において、官公庁に対する著作権に関する登録の代行、半導体回路配置に関する登録の代行の業務は、弁理士の業務に一切含まれるものではなく、また、今後とも、これらの業務を弁理士の専権業務として追加しないこと。
3. 特許庁は、今後の知的財産政策の企画立案において、日本行政書士会連合会の意見を十分聞く機会を設けることとする。
4. 今後、自治省が行政書士の将来の在り方について検討を行う場合、特許庁は、求めに応じて必要な協力を行うこと。
① ② ③ ④
5. 工業所有権、半導体チップ、著作権、ノウハウを含む契約代理を行政書士が業務として行える旨の行政書士法改正が行われる場合、特許庁は異議を唱えないこと。
6. 以上について、地方行政部会・商工部会として確認する。

地方行政部会：今井 宏

小山孝雄

商工部会：小林興起

甘利 明

車庫証明

車庫証明の申請に関する基本方針

1. 自動車販売店（セールスマン等）は、ユーザーに対し、自動車保管場所証明書（車庫証明書）の交付申請書（添付書面を含む）は、必ずユーザー自身が記入作成するように奨めるものとする。

2. ユーザーが自から交付申請書を作成しない場合には、セールスマン等はユーザー自身が行政書士に直接依頼するように奨めるものとする。

上記の通り確認する。

昭和52年10月6日

東京都港区南青山5丁目7番17号

法人 日本自動車販売協会連合会

会長 瀧川 勝



東京都豊島区駒込2-7-8

日本行政書士会連合会

会長 佐藤 義 哉



車庫証明業務取扱に関する協定書

滋賀県自動車販売協会(以下販売協会という)と滋賀県行政書士会(以下行政書士会という)との間において自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく証明書申請業務並びに届出業務(以下車庫証明業務という)の取扱いに関し、今般、下記のとおり合意に達したので本協定書を作成する。

記

1. 本協定書は、昭和52年10月6日並びに、昭和59年9月26日、社団法人日本自動車販売協会連合会と日本行政書士会連合会との間において締結された車庫証明業務取扱に関する合意確認書及び車庫証明の取扱いについて(別添)に基づき、販売協会と行政書士会並びにディーラーと行政書士とが顧客の利便を考慮しつつ、行政書士法及び関連法を遵守し相互の信頼と互恵互譲の精神を基調として締結したものであることを確認する。
2. 車庫証明業務の実施方法については次のとおりとする。
 - (1)本業務を取り扱う行政書士は、滋賀県行政書士会の会員とする。
 - (2)申請書類及び証明書等の受渡しは、行政書士の事務所において行うものとする。
 - (3)前項に依り難い場合は、行政書士がその集配業務を行うことができるものとする。
3. 販売協会及び行政書士会は車庫証明業務の円滑な運営を図るため車庫証明連絡協議会を設置し、双方から委員を選出して、必要な事項について協議するものとする。
4. 行政書士会は、その会員が、ディーラーの利便と業務の迅速、確実化に努めるために本協定書の周知徹底を図り指導を行うものとする。
5. 販売協会は傘下のディーラーに本協定書の周知徹底を図り指導を行うものとする。

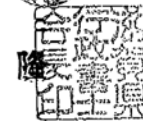
上記のとおり合意に達したので滋賀県自動車販売協会及び滋賀県行政書士会は下記に記名押印し、各自1通を所持する。

平成18年12月5日

滋賀県自動車販売協会 会長 福永宣弘



滋賀県行政書士会 会長 盛武



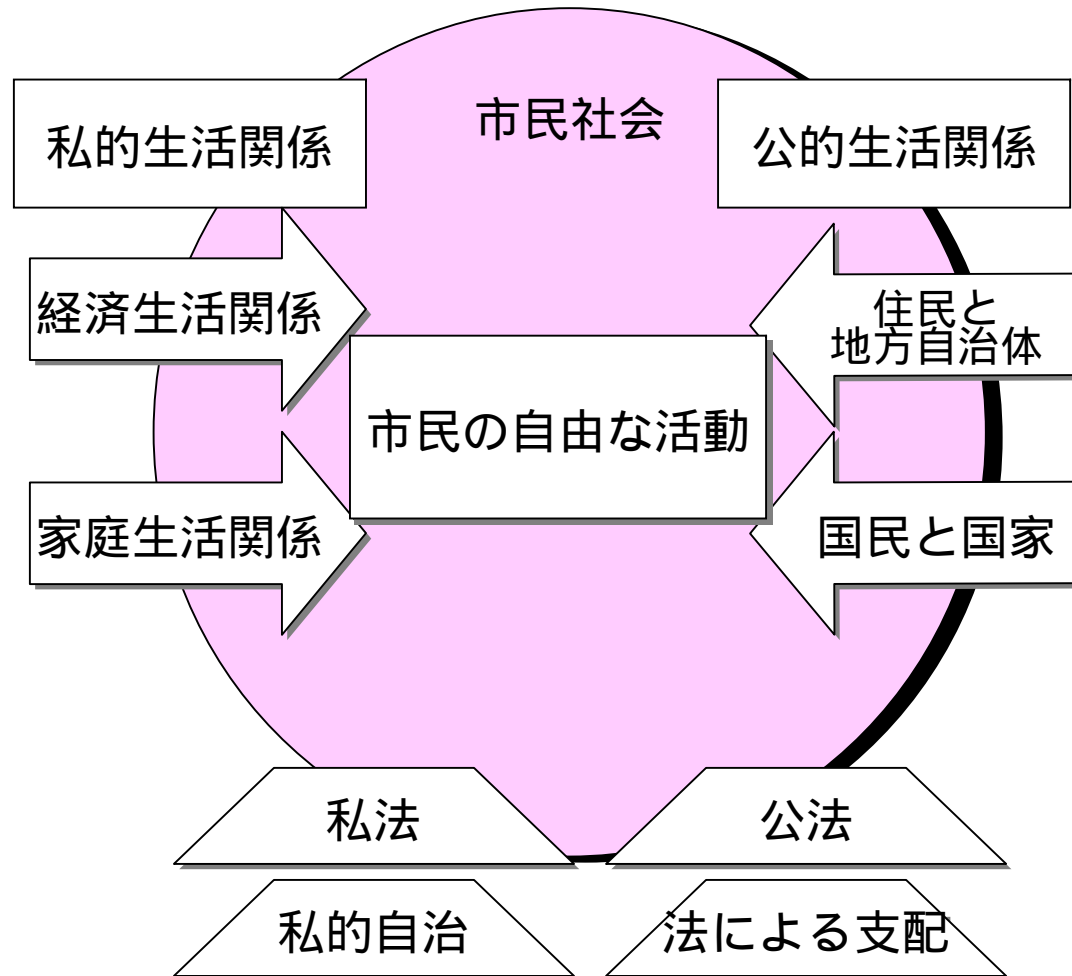
市民社会と法

市民社会は法によって秩序づけられている

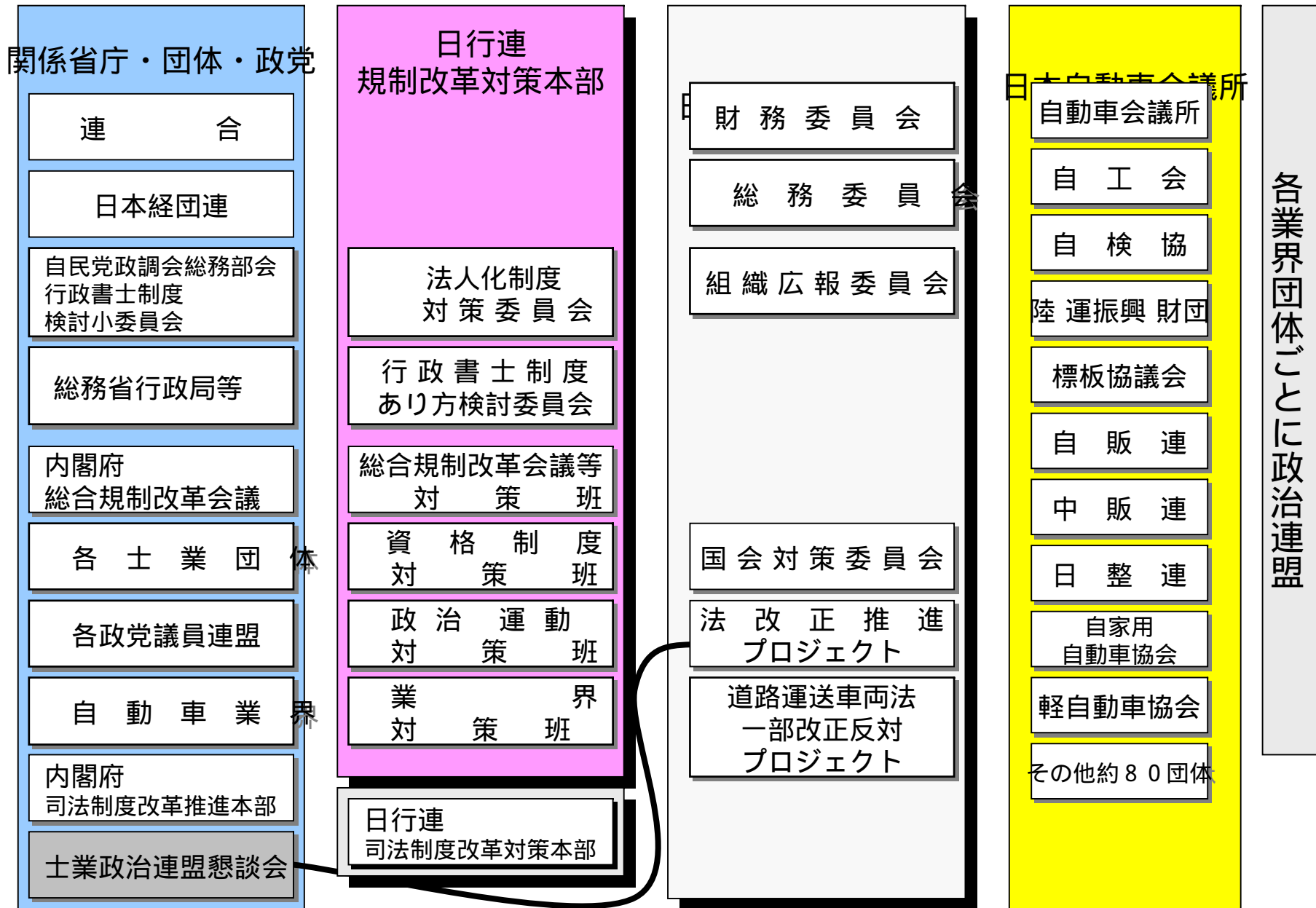
私法 = 私的自治の原則にしたがって私的生活関係を規律する法のグループ (民法・商法)

公法 = 法治主義の原理 (法による支配) にしたがって公的生活関係を起立する法のグループ (憲法・訴訟法・刑法)

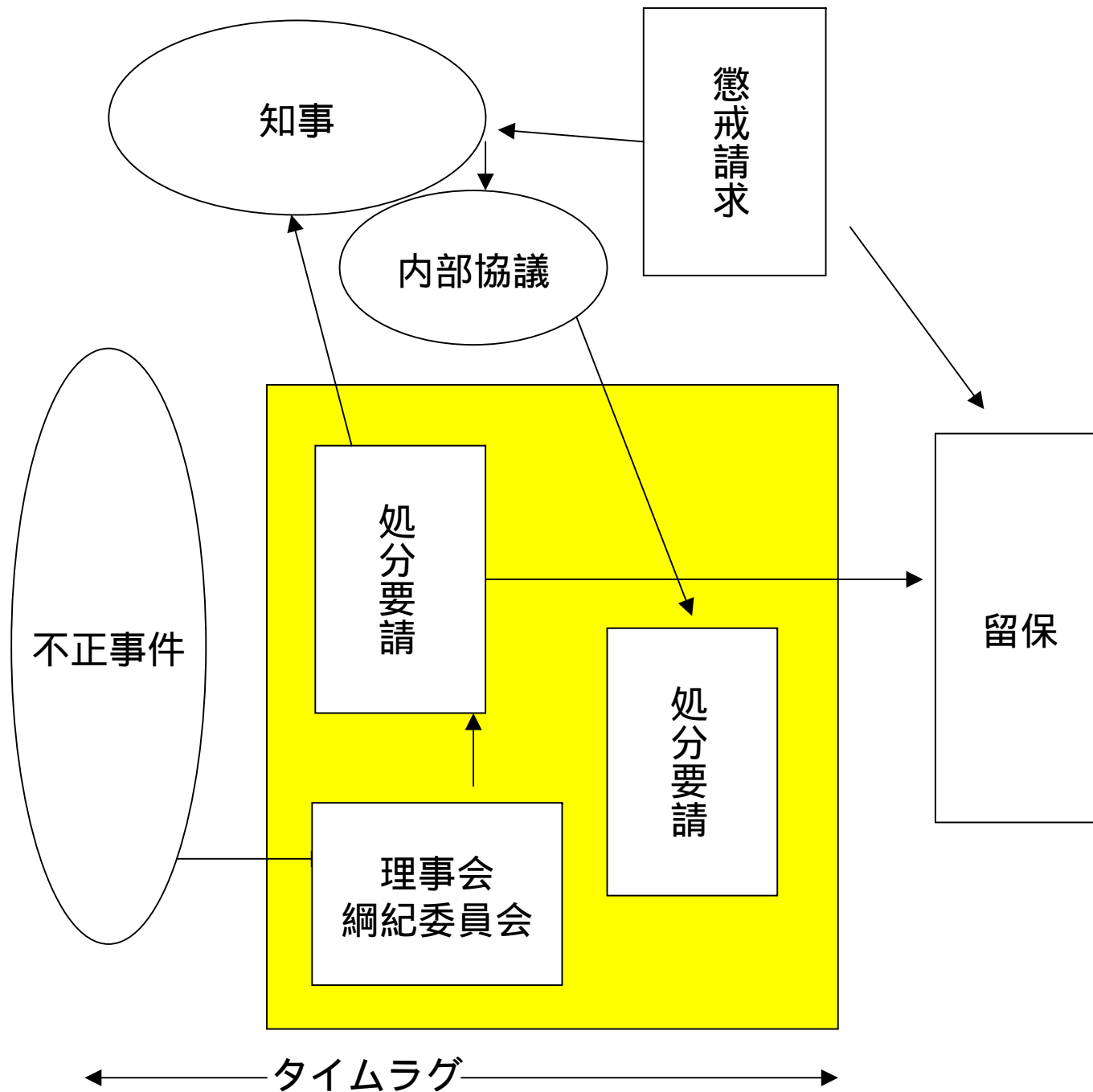
社会法 = 私的自治の原則が社会全体の利益のために修正される、私的生活関係への国の関与に属するグループ (労働法・社会保証・福祉法・経済法)

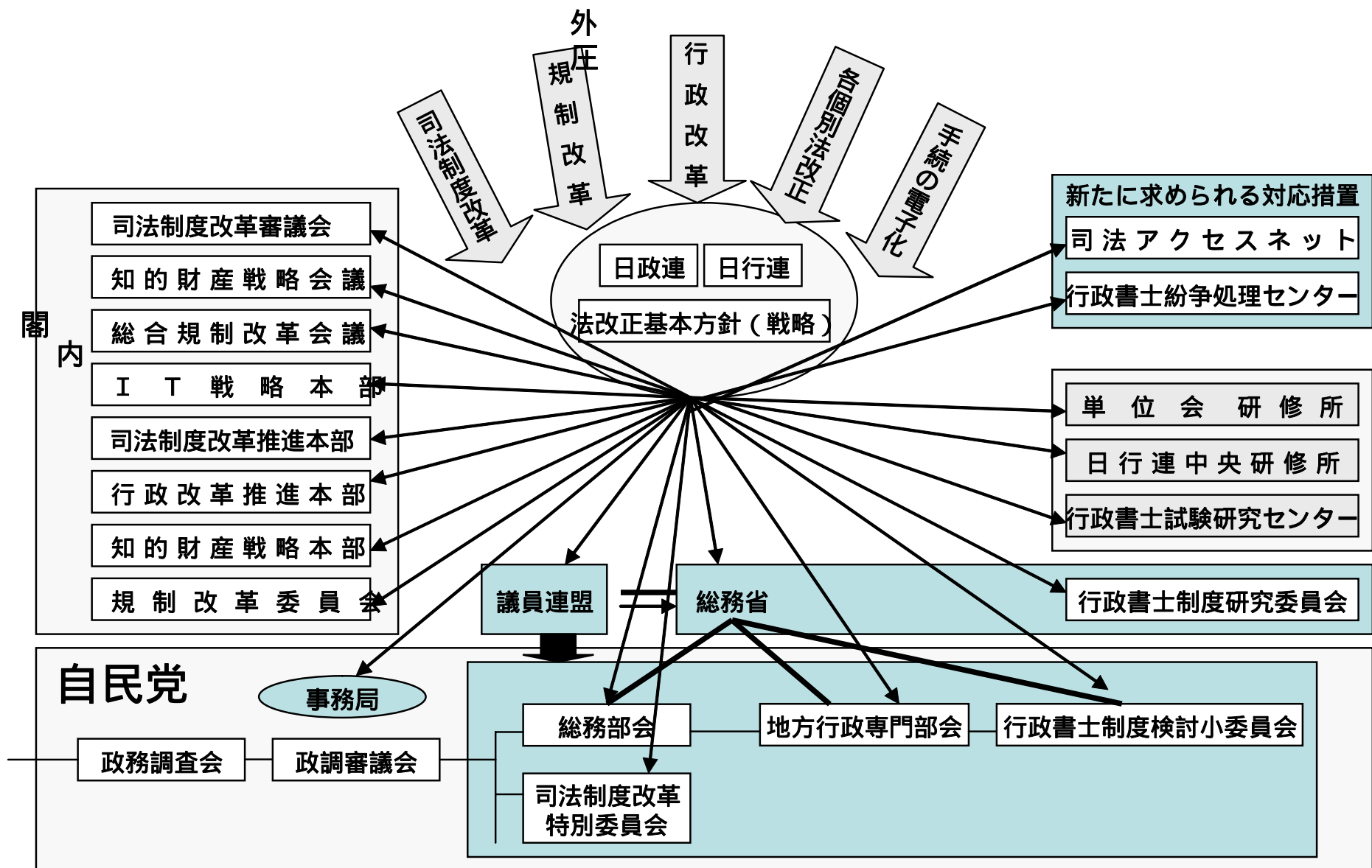


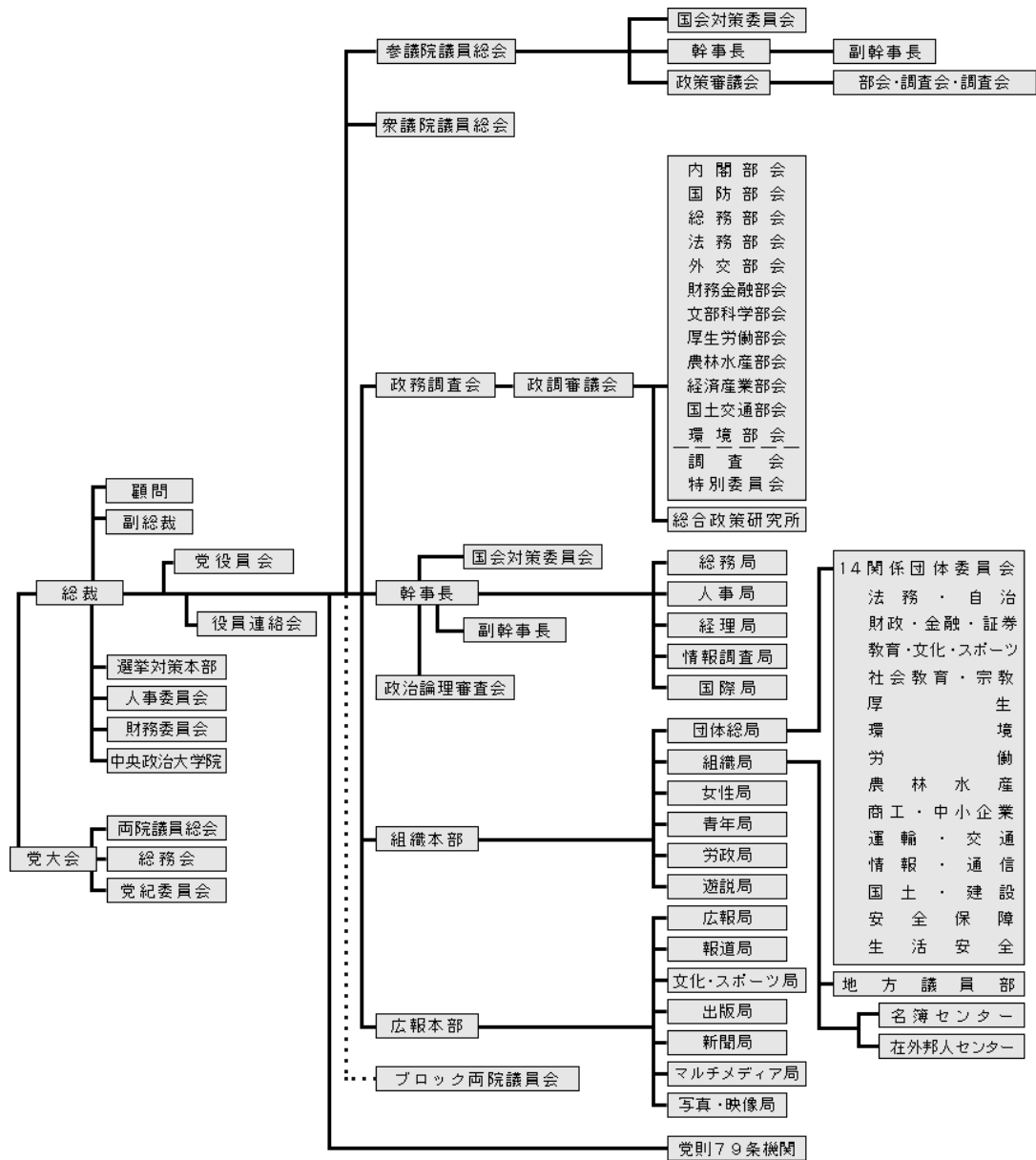
行政書士法改正と関係団体等



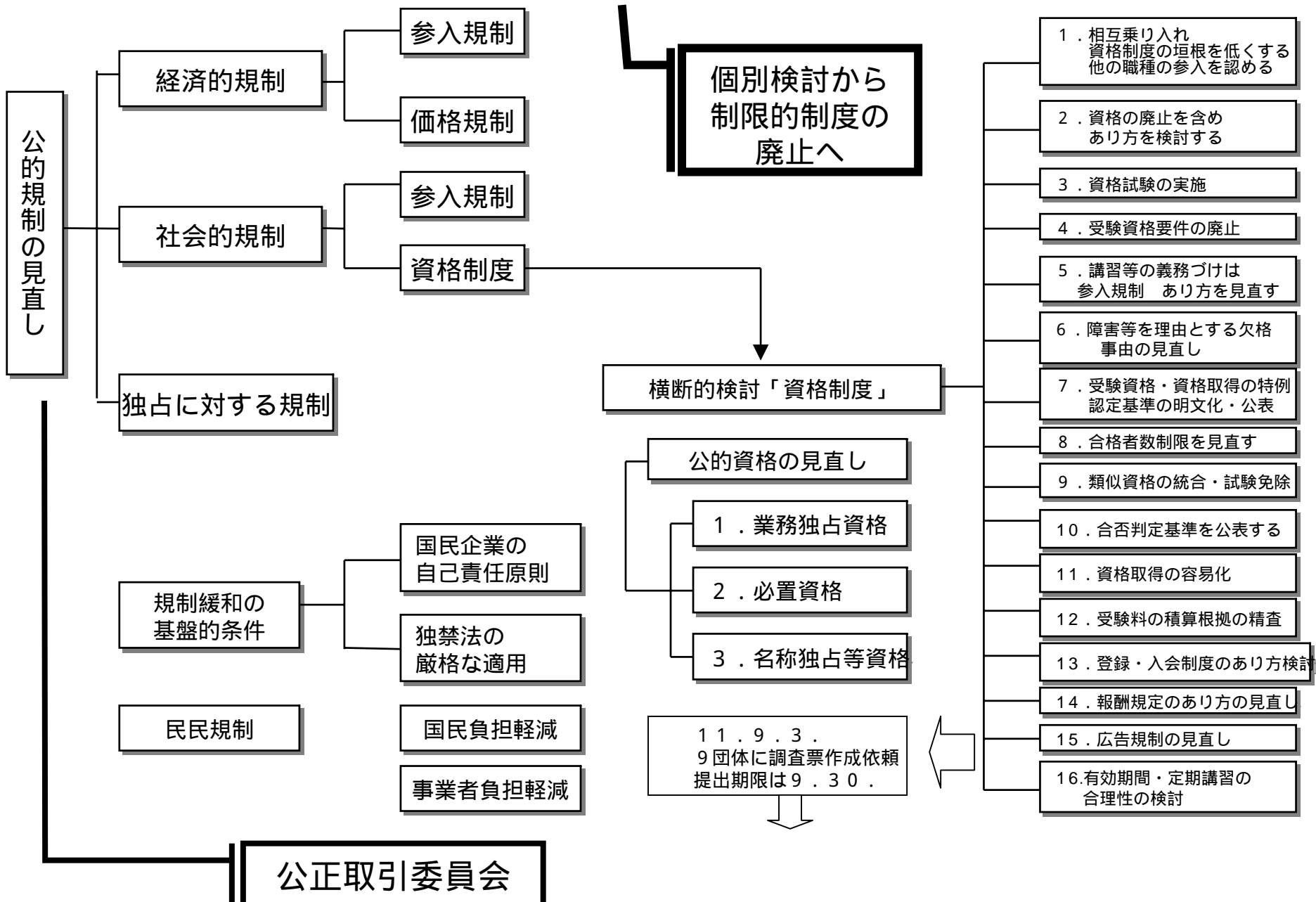
登録抹消の保留



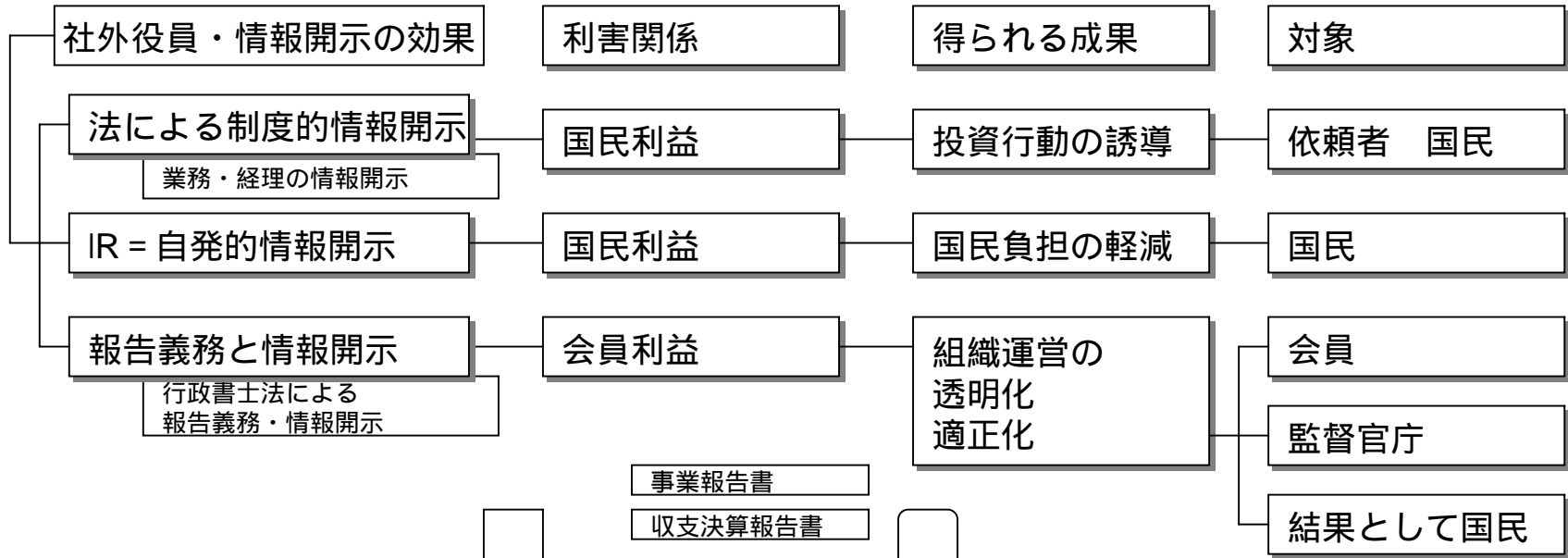




規制改革委員会と規制緩和への取り組み



業務及び財務内容の公開・社外役員



IR活動の実施状況

公益法人に外部監査導入

- | | | |
|---------|----------|---------------|
| 会報による公開 | 事業報告書 | 国民・一般会員・監督官庁に |
| | 収支決算報告書 | |
| | 決算補足資料 | |
| | 事業計画書 | |
| | 収支予算計画書 | |
| | 財産目録 | |
| | 会則の制定・変更 | |
| | 役員を選任・解任 | |
| | 懲戒処分 | |
| | 会の活動経過報告 | |
| インターネット | 会員名簿 | |
| | 取り扱い業務案内 | |
| | 業務手引き書 | |
| | 法・会則・規則 | |
| | 印刷物 | |

- IR = インベスター・リレーションズ
- IR = 投資家向け情報開示
- 市場の声に耳を傾ける

強制入会を採る理由

